令和６年３月１１日

総務部総務課

議 案 説 明 資 料

１　議案第１５号　田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部改正について　・・・Ｐ　１

２　議案第１６号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について　・・・Ｐ１１

議案第１５号　田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部改正について

１　改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）の施行により令和６年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能になることに伴い、本市の会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の措置を講じるもの

２　改正内容

勤勉手当を年間２．０５月支給する。

（参考）

年度	期末手当	勤勉手当	計
令和５年度	2.40月	－	2.40月
令和６年度	2.45月	2.05月	4.50月

３　施行日

令和６年４月１日施行

４　改正を要する条例

⑴　田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

⑵　田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

⑶　田川市職員の育児休業等に関する条例

⑷　田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

５　新旧対照表　別紙（Ｐ２～Ｐ１０）

○田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第１７号）新旧対照表（第１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条及び第２条　（略） （給与の種類） 第３条　この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当（以下「各種手当」という。）とする。 第４条から第８条まで　（略） （給与の支給等） 第９条　（略） ２から３　（略） ４　（略） ⑴　（略） ⑵　通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く各種手当の支給に関する事項 ⑶から⑸　（略） 第１０条から第１２条まで　（略） （期末手当）	第１条及び第２条　（略） （給与の種類） 第３条　この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当（以下「各種手当」という。）とする。 第４条から第８条まで　（略） （給与の支給等） 第９条　（略） ２から３　（略） ４　（略） ⑴　（略） ⑵　通勤手当及び期末手当を除く各種手当の支給に関する事項 ⑶から⑸　（略） 第１０条から第１２条まで　（略） （期末手当）

新（改正案）	旧（現行）
第１３条　次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、給与条例第１７条第１項に規定する支給日に、同日におけるこの条例の規定による期末手当を支給する。 ⑴　給与条例第１７条第１項に規定する基準日（以下この条において「基準日」という。）に在職する者 ⑵及び⑶　（略） ２から５まで　（略） （勤勉手当） 第１３条の２　次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、給与条例第１７条の４第１項に規定する基準日（以下この条において「基準日」という。）以前における直近の当該会計年度任用職員の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて、同項に規定する市長が定める日に、同日におけるこの条例の規定による勤勉手当を支給する。 ⑴　基準日に在職する者 ⑵　基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が６月以上である者 ⑶　１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上の者 ２　会計年度任用職員の勤勉手当の額は、給与条例第１７条の４第２	第１３条　次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、給与条例第１７条第１項に規定する支給日に期末手当を支給する。 ⑴　給与条例第１７条第１項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する者 ⑵及び⑶　（略） ２から５まで　（略）

<table>
<tr><th>新（改正案）</th><th>旧（現行）</th></tr>
<tr><td>
項に規定する方法により算定した額とする。
３　勤勉手当の支給については、前２項によるほか、給与条例第１７条の４第５項の規定を準用する。
４　パートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの勤務時間及び勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。
５　フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
第１４条から第１７条まで　（略）
附　則
１から４まで　（略）
別表（第６条関係）
級別標準職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>標準職務</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>会計年度任用職員の職務</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務</td></tr>
</table>
</td><td>
第１４条から第１７条まで　（略）
附　則
１から４まで　（略）
別表（第６条関係）
級別標準職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>標準職務</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>会計年度任用職員の職務</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>高度の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

○田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）新旧対照表（第２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条及び第２条　（略） （給与の種類） 第３条　（略） ２　（略） ３　手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。 第４条及び第５条　（略） （適用除外） 第６条　（略） ２　第３条に規定する給与のうち、扶養手当及び住居手当は、地方公務員法第２２条の２第１項の規定により採用された職員については、支給しない。	第１条及び第２条　（略） （給与の種類） 第３条　（略） ２　（略） ３　手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。 第４条及び第５条　（略） （適用除外） 第６条　（略） ２　第３条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は、地方公務員法第２２条の２第１項の規定により採用された職員については、支給しない。

○田川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）新旧対照表（第３条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条　（略） （育児休業をすることができない職員） 第２条　（略） ⑴　（略） ⑵　田川市職員の定年等に関する条例（昭和５８年条例第１３号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員 ⑶から⑸まで　（略） 第２条の２から第２条の４まで　（略） （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第３条　（略） ⑴から⑸まで　（略） ⑹　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。 ⑺　（略） 第３条の２から第６条まで　（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　（略）	第１条　（略） （育児休業をすることができない職員） 第２条　（略） ⑴　（略） ⑵　田川市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員 ⑶から⑸まで　（略） 第２条の２から第２条の４まで　（略） （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第３条　（略） ⑴から⑸まで　（略） ⑹　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は第２条の４の規定に該当すること。 ⑺　（略） 第３条の２から第６条まで　（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　（略）

新（改正案）	旧（現行）
２　給与条例第１７条の４第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 第９条から第２５条まで　（略）	２　給与条例第１７条の４第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 第９条から第２５条まで　（略）

○田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）新旧対照表（第４条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条　（略） （給与の種類） 第２条　（略） ２　（略） ３　手当の種類は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。 第３条から第８条の２まで　（略） （在宅勤務等手当） 第８条の３　住居その他これに準ずるものとして規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について１か月当たり平均１０日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。 ２　在宅勤務等手当の月額は、３，０００円とする。	第１条　（略） （給与の種類） 第２条　（略） ２　（略） ３　手当の種類は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。 第３条から第８条の２まで　（略）

新（改正案）	旧（現行）
３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	
第９条から第１５条まで　（略）	第９条から第１５条まで　（略）
（災害派遣手当等）	（災害派遣手当等）
第１５条の２　災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、それぞれ災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第２６条の８に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。	第１５条の２　災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、それぞれ災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
第１６条から第１９条まで　（略）	第１６条から第１９条まで　（略）
（適用除外）	（適用除外）
第２０条　（略）	第２０条　（略）
２　第４条、第５条、第７条、第８条の２、第１４条及び第１５条の	２　第４条、第５条、第７条、第８条の２、第１４条及び第１５条の

新（改正案）	旧（現行）
２の規定は、地方公務員法第２２条の２第１項第２号の規定により採用された職員には適用しない。	２の規定<u>並びに第１５条のうち勤勉手当の規定</u>は、地方公務員法第２２条の２第１項第２号の規定により採用された職員には適用しない。

議案第１６号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

１　改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律４８号）の公布に伴い、この改正を踏まえた文言の修正等を行う必要が生じたものである。

２　改正の内容

「特定個人番号利用事務」等の定義の追加や、参照する番号利用法の条項及び別表の記載を変更するものである。

施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。

３　新旧対照表（次頁以降）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
（趣旨） 第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１１号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１０号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴から⑸まで　〔略〕 ⑹　特定個人番号利用事務　法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 ⑺　利用特定個人情報　法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴から⑸まで　〔略〕
第３条　〔略〕	第３条　〔略〕
（個人番号の利用範囲） 第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定	（個人番号の利用範囲） 第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別

新（改正案）	旧（現行）
個人番号利用事務とする。	表第２の第２欄に掲げる事務とする。
２　〔略〕	２　〔略〕
３　市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	３　市長又は教育委員会は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
４　〔略〕	４　〔略〕
（特定個人情報の提供）	（特定個人情報の提供）
第５条　法第１９条第１１号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	第５条　法第１９条第１０号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
第６条　〔略〕	第６条　〔略〕

新（改正案）	旧（現行）
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）

新（改正案）

別表第１（第４条関係）

機関	事務
１　市長	田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）による医療費の給付に関する事務
２　市長	田川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和４９年条例第２２号）による医療費の給付に関する事務
３　市長	田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和５８年条例第９号）による医療費の給付に関する事務
４　市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（昭和２９年５月８日社発第３８２号厚生省社会局長通知）に関する事務
５　教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による児童生徒就学援助費の給付に関する事務

旧（現行）

別表第１（第４条関係）

機関	事務
１　市長	田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）による医療費の給付に関する事務
２　市長	田川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和４９年条例第２２号）による医療費の給付に関する事務
３　市長	田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和５８年条例第９号）による医療費の給付に関する事務
４　市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（昭和２９年５月８日社発第３８２号厚生省社会局長通知）に関する事務
５　教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による児童生徒就学援助費の給付に関する事務
６　教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務

新（改正案）			旧（現行）		
別表第２（第４条関係）			別表第２（第４条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
１から３まで〔略〕			１から３まで〔略〕		
４　市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	地方税関係情報	４　市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	地方税関係情報
		医療保険給付関係情報			医療保険給付関係情報
		児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報			児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報			母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を			特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を

新（改正案）				旧（現行）			
			改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報				改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報
			母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報				母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
			児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報				児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
			介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報				介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

新（改正案）			旧（現行）		
		法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報			法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報			特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報

新（改正案）	旧（現行）

別表第３（第５条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
１　教育委員会	学校教育法による児童生徒就学援助費の給付に関する事務	市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報

別表第３（第５条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
１　教育委員会	学校教育法による児童生徒就学援助費の給付に関する事務	市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報
２　教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務	市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報